

能代市国土利用計画に**組合の規約の一部変更に**

り出し基準に基づき、市で負担するものである、との答弁があった。

ついては、計画法第8条の規定により、市の区域における国土の利用計画体系を構成し、市土地利用の質的向上や有効利用等の基本方針、市街地、農村地域等の地域類型の市土地利用の基本方向、市の国土利用に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

能代昆沙門憩の森の指定管理者の指定に関し、

要性と、施設の将来展望への質疑に対し、要因としては、地域全体の子供数の減少のほか、レクリエーションの形態の変化によるものと考えている。

ツシユトイレの建物の中を通つて歴史資料館へ行く通路のイメージの解消について、トイレと歴史資料館は一体的に整備されたものであり、トイレの利用者にも歴史資料館を見学してもらう目的があつた。今後、改修等を検討していく段階においては、道の駅利用者の資料館など構内施設への誘導策も検討したい。また、資料館の案内看板の表示等を含め、全体的な管理について検討したい、との答弁があつた。(飯坂)

要性と、施設の将来展望への質疑に対し、要因としては、地域全体の子供数の減少のほか、レクリエーションの形態の変化によるものと考えている。

ツシユトイレの建物の中を通つて歴史資料館へ行く通路のイメージの解消について、トイレと歴史資料館は一体的に整備されたものであり、トイレの利用者にも歴史資料館を見学してもらう目的があつた。今後、改修等を検討していく段階においては、道の駅利用者の資料館など構内施設への誘導策も検討したい。また、資料館の案内看板の表示等を含め、全体的な管理について検討したい、との答弁があつた。(飯坂)

ついては、計画法第8条の規定により、市の区域における国土の利用計画体系を構成し、市土地利用の質的向上や有効利用等の基本方針、市街地、農村地域等の地域類型の市土地利用の基本方向、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

ついては、計画法第8条の規定により、市の区域における国土の利用計画体系を構成し、市土地利用の質的向上や有効利用等の基本方針、市街地、農村地域等の地域類型の市土地利用の基本方向、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。

農用地、森林等の利用区分別の基本方向を示し、市内の国連に関する行政上の指針となるもので、今後の行政運営に必要なものである、との答弁があつた。